

札幌ドーム条例の一部を改正する条例案

令和4年(2022年)5月23日提出

札幌市長 秋元克広

札幌ドーム条例の一部を改正する条例

札幌ドーム条例(平成11年条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表2 1 クローズドアリーナ、オープンアリーナ及び諸室の表中

「

<p>観戦・鑑賞型の催物(スポーツ、コンサートその他これらに類する催物であって、主としてスタンドからの観戦又は鑑賞を目的として行われるものをいう。以下同じ。)に利用する場合</p>	<p>1日につき</p>	<p>7,700,000円(入場者が2万人を超える場合は、7,700,000円に当該超える入場者1人につき385円を加算した額)と、当該額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額(以下「消費税相当額」という。)を合算した額</p>
--	--------------	---

」

を

「

<p>大規模な観戦・鑑賞型の催物(スポーツ、コンサートその他これらに類する催物であって、主としてスタ</p>	<p>1日につき</p>	<p>7,700,000円(入場者が2万人を超える場合は、7,700,000円に当該超える入場者1人につき385円を加算した額)と、</p>
--	--------------	--

<p>ンドからの観戦又は鑑賞を目的として行われるものをいう。以下同じ。)に利用する場合</p>	<p>当該額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額(以下「消費税相当額」という。)を合算した額</p>
<p>中規模な観戦・鑑賞型の催物(スポーツ、コンサートその他これらに類する催物であって、観戦又は鑑賞を目的として行われるもののうち、アリーナ面及びスタンドを施設に備付けの大黒幕で仕切って行われるものをいう。以下同じ。)に利用する場合</p>	<p>5,775,000円(入場者が1万5千人を超える場合は、5,775,000円に当該超える入場者1人につき385円を加算した額)と消費税相当額を合算した額</p>

に、「観戦・鑑賞型の催物以外の催物」を「その他の催物」に、

「

<p>アリーナ面のみを利用するもの</p>	<p>4,400,000円と消費税相当額を合算した額</p>
-----------------------	--------------------------------

」

を

「

<p>アリーナ面の全面を利用するものであって、スタンドを利用しないもの</p>	<p>4,400,000円と消費税相当額を合算した額</p>
---	--------------------------------

アリーナ面の2分の1面のみを利用するもの

2,200,000円と消費税相当額を合算した額

に、「アリーナ面及び」を「アリーナ面の全面及び」に改め、同表備考2中「観戦・鑑賞型の催物」を「大規模な観戦・鑑賞型の催物」に、「7,700,000円」を「7,700,000円」に改め、「合算した額」の次に「中規模な観戦・鑑賞型の催物にあつては5,775,000円と消費税相当額を合算した額」を加え、別表2 2 駐車場の表中「観戦・鑑賞型の催物」を「大規模な観戦・鑑賞型の催物又は中規模な観戦・鑑賞型の催物」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、市長が別に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項及び附則第3項 公布の日

(2) 別表2 1 クローズドアリーナ、オープンアリーナ及び諸室の表の改

正規定 (

アリーナ面のみを利用するもの

4,400,000円と消費税相当額を合算した額

)を

アリーナ面の全面を利用するものであって、スタンドを利用しないもの

4,400,000円と消費税相当額を合算した額

に、「アリ

アリーナ面の2分の1面のみを利用するもの

2,200,000円と消費税相当額を合算した額

「アリーナ面及び」を「アリーナ面の全面及び」に改める部分に限る。) 令和4年11月1日

(準備行為)

- 2 クローズドアリーナ（中規模な観戦・鑑賞型の催物（スポーツ、コンサートその他これらに類する催物であって、観戦又は鑑賞を目的として行われるもののうち、アリーナ面及びスタンドを施設に備付けの大黒幕で仕切って行われるものをいう。）に利用する場合に限る。以下この項において同じ。）に係る利用承認等の手続、利用料金の支払手続その他クローズドアリーナを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 クローズドアリーナ（観戦・鑑賞型の催物（スポーツ、コンサートその他これらに類する催物であって、主としてスタンドからの観戦又は鑑賞を目的として行われるものをいう。）以外の催物（アリーナ面の2分の1面のみを利用するものに限る。）に利用する場合に限る。以下同じ。）に係る利用承認等の手続、利用料金の支払手続その他クローズドアリーナを供用するために必要な準備行為は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。

(理由)

クローズドアリーナを大黒幕で仕切って利用する場合及びアリーナ面の2分の1面のみを利用する場合における区分及び利用料金の限度額を新たに定めるため、本案を提出する。